

令和4年4月から 水道料金・下水道使用料等を改定します

市では、水道料金・下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料の見直しを行い、令和4年4月から料金・使用料を改定します。いつも安全で安心な水をお届けするとともに、衛生的で快適な暮らしを守るために今後も努力を続けますので、ご理解をお願いします。

☎水道課総務経理係 TEL84-6058 下水道課総務経理係 TEL84-6081

料金・使用料改定の背景

〔水道料金〕

高度経済成長長期に整備された水道管など、多くの水道施設の老朽化が深刻であることに加え、南海トラフ地震などの震災発生時においても水を安定供給できるようにするため、水道施設の更新や耐震化が急務となっております。

これらの対応を進めるためには、毎年6億円程度の費用が必要ですが、トイレや洗濯機等の節水機能向上や人口減少などにより、水道水の使用量は減少傾向にあり、今後の水道料金収入は減少が見込まれ、財源の確保が課題です。

今回の改定は、将来にわたり健全な水道事業を維持していくために実施するものです。



耐震性のある水道管

〔下水道・農業集落排水処理施設使用料〕

下水道の汚水は、袋井浄化センターやアクアパークあさばなどで、きれいな水に浄化しています。

汚水をきれいにするために必要な経費は使用料収入で賄うべきものですが、袋井市の下水道使用料の単価(汚水1立方メートルあたりの単価)は104円

で、国の示す下水道使用料の単価150円を下回っています。このため、収支に生じる不足分は、一般会計からの繰入金で補っている状態です。

今回の改定は、公営企業としての独立採算性を前提に、経営の健全化や市民負担の適正化の観点から実施するものです。



袋井浄化センター(新池)



アクアパークあさば(梅山)

新しい料金・使用料体系

今回の改定にあたっては、市民の代表者や有識者で構成される「袋井市水道料金等懇話会」での協議結果を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの5年間に必要となる経費をもとに、新たな料金・使用料体系を設定しました。

この設定では、使用者の急激な負担増に配慮しつつ、基本料金と従量料金の引き上げを行うものです。

当初は、今年4月からの改定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響を考慮し、改定の時期を1年間延期しました。

市では、今回の改定とともに懇話会から提言された経営改善に向けた取り組みを進め、今後も経費の節減や経営の効率化などに努めます。

みを進め、今後も経費の節減や経営の効率化などに努めます。

▼水道料金…次ページ表1・2参照

▼下水道使用料等…次ページ表3・4参照

●検針期間に4月1日を含む場合の料金計算方法(料金の日割り計算方法)

新しい水道料金・下水道使用料等の適用日は令和4年4月1日からですが、使用水量の検針は2か月に1回のため、4月1日が含まれる期間(検針期間)には、新旧の異なる料金・使用料体系が適用されません。

このため、この期間の使用水量は毎日均等とみなし、前回検針日の翌日から令和4年3月31日までの日数と、令和4年4月1日から検針日までの日数により料金を日割りで算出します。

水道料金・下水道使用料等の支払い猶予はご相談を

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて収入が大幅に減少したなどの事情により、水道料金・下水道使用料等の支払いが困難な方については、支払期限の猶予など、納付に関する相談をお受けします。

詳しくは、お問い合わせください。

新しい水道料金・下水道使用料等の体系（2か月・税込み）

水道料金・下水道使用料等は、「基本料金」と、使用した水量に応じて定められる「従量料金」の合計で算出されます。料金・使用料は、2か月に1回検針を行い、2か月分をまとめて請求します。1円未満の端数は切り捨てられます。

水道

◎表1 基本料金

口径	現行基本料金		新基本料金	
	基本料金	基本水量	基本料金	基本水量
13mm	1,452円	16m ³ まで	1,980円	16m ³ まで
20mm	2,530円		3,300円	
25mm	2,992円		3,960円	
30mm	4,609円	なし	6,050円	なし
40mm	9,900円		12,870円	
50mm	17,743円		22,990円	
75mm	51,392円		66,330円	
100mm	109,472円		141,240円	

【モデルケース】

標準的な家庭（口径13mm、使用水量が2か月で40m³の場合）

・現行料金…5,253円（税込）

・**新料金…5,940円（税込）**

※2か月で687円の増

※1日当たりでは約11円の増

◎表2 従量料金（使用水量1m³当たり）

使用水量	現行従量料金		新従量料金	
	口径13・20mm	口径25mm以上	口径13・20mm	口径25mm以上
1～16m ³	基本料金に含む		基本料金に含む	
17～50m ³	158円40銭		165円	
51～100m ³	169円40銭		176円	
101m ³ 以上	179円30銭		187円	

下水道・農業集落排水処理施設

◎表3 基本料金

現行基本料金		新基本料金	
基本料金	基本水量	基本料金	基本水量
1,320円	16m ³ まで	1,760円	16m ³ まで

◎表4 従量料金（使用水量1m³当たり）

使用水量	現行従量料金	新従量料金
1～16m ³	基本料金に含む	基本料金に含む
17～50m ³	113円30銭	129円80銭
51～100m ³	138円60銭	159円50銭
101m ³ 以上	151円80銭	174円90銭

【モデルケース】

標準的な家庭（使用水量が2か月で40m³の場合）

・現行使用料…4,039円（税込）

・**新使用料…4,875円（税込）**

※2か月で836円の増

※1日当たりでは約14円の増

料金等の計算方法例

2か月で60m³を使用した場合の水道料金（口径13mmの場合）・下水道使用料等の計算方法は、次のとおりです。

◎新水道料金 ①口径13mmの基本料金…1,980円

②17～50m³の従量料金…34m³×165円=5,610円

③51～60m³の従量料金…10m³×176円=1,760円

合計…①+②+③=9,350円 → 水道料金は**9,350円**

◎新下水道使用料等 ①基本料金…1,760円

②17～50m³の従量料金…34m³×129円80銭=4,413円20銭

③51～60m³の従量料金…10m³×159円50銭=1,595円

合計…①+②+③=7,768円20銭 → 1円未満切り捨てにより、下水道使用料は**7,768円**